

大阪市告示第936号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 長居プール 水泳場（25メートルプール）	令和6年7月16日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 長居プール 水泳場（屋外プール）	令和6年7月1日（月）から同月5日（金）まで
	令和6年7月8日（月）
	令和6年7月16日（火）
	令和6年7月22日（月）
	令和6年7月29日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）